

基 本 理 念

あ す こ さ い つ く 明日の湖西を創る“ひと”づくり

やさしく、たくましい、こころざしある“ひと”を育てたい

知りたい、学びたい、活動したい、運動したいという欲求に応えたい

ひとが信頼し合い、認め合う環境を保ち続けたい

ひとがやさしく触れ合うまちを保ち続けたい

安全で安心、心地よい環境づくりを推し進めたい

地域の子どもを地域で守り育てたい



教育振興基本計画(教育基本法)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育基本法に基づいて策定した この「湖西市教育振興基本計画」は…

- ◎湖西市の教育を市民の皆さんに知っていただくためのものです
- ◎基本理念の具現化に向けて取り組んでいる内容を示したものです
- ◎市民の皆さんが生涯にわたって自ら学習する手助けをします
- ◎「新・湖西市総合計画」に基づいた教育分野を推進します
- ◎「新・湖西市総合計画」と同じ、中長期的視点に立った計画です
- ◎学校教育、社会教育、スポーツ推進の分野すべてにわたる計画です

基本目標

あす こさい つく 明日の湖西を創る“ひと”づくりに取り組む

……湖西市教育委員会の目標と方針

教育総務課

子どもの“学ぶ”環境をよりよいものにします

- 方針1 教育委員会に関する積極的な情報公開に努めます
- 方針2 安全で安心な教育環境の整備を図ります
- 方針3 事業を効果的・効率的に執行します

幼児教育課

小学校就学前の幼児の健やかな成長を後押しします “豊かな心と健やかな体を育む保育園・幼稚園教育の充実”

- 方針1 基本的生活習慣を通して、自立する心を育みます
- 方針2 夢と信頼と充実感のある園づくり、子どもの主体的な活動支援に取り組みます
- 方針3 一人ひとりの発達に応じた保育と保護者の支援に努めます
- 方針4 保育環境の整備に努めます
- 方針5 魅力ある園づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組みます

学校教育課

小学校から中学校までの、“ひと”としての基礎づくりを支えます “自立と創造・共生を育む学校教育の充実”

- 方針1 魅力ある学校づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組みます
- 方針2 学習基盤の整備に努めます
- 方針3 夢と信頼と充実感のある学校づくり、子どもが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます
- 方針4 授業や行事を通して自立する心と創造する力を育みます
- 方針5 心の教育の充実を図ります
- 方針6 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努めます
- 方針7 社会の急激な変化から派生した今日的な課題に的確に対応します
- 方針8 地域とともに歩む学校づくりを推進します

社会教育課

市民の皆さんの生きがいとなる、知りたい、学びたい、活動したいという欲求に応えます

- 方針1 家庭教育支援に努めます
- 方針2 地域における教育力向上のため学校、家庭、地域等の連携を図ります
- 方針3 青少年健全育成意識の醸成に努めます
- 方針4 さまざまな“学ぶ”活動ができる生涯学習の環境を整備します
- 方針5 市民が集い、結びあう公民館活動に努めます
- 方針6 安全で安心な施設の管理運営に努めます

文化課

市民の皆さんのまちの歴史や文化を知りたい、学びたいという欲求に応えます

- 方針1 歴史の保存と継承に努めます
- 方針2 文化、芸術の振興と支援に努めます
- 方針3 安全で安心な施設の管理運営に努めます

図書館

市民の皆さんの学ぶ気持ちを後押しし、知りたい、学びたいという欲求に応えます

- 方針1 情報拠点としての図書館運営の充実に努めます
- 方針2 図書館活動の推進に努めます
- 方針3 安全で快適な施設環境を整えるよう、施設の維持管理に努めます

スポーツ推進課

市民の皆さんの健康増進をお手伝いし、活動したい、運動したいという欲求に応えます “誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しみ、楽しめることができる生涯スポーツ文化の創造”

- 方針1 スポーツの普及推進及び育成を図ります
- 方針2 社会体育施設の維持管理及び運営に努めます
- 方針3 新居体育館整備事業を推進します

目標と方針・事業の概要

教育基本法 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

(平成18(2006)年12月22日改正)

◆教育の目的(教育基本法)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育総務課

目標 ◎教育施策の円滑な運営

◎園児・児童・生徒が安全で安心して生活できる施設整備の充実

重点 ◎幼・保・小・中学校施設の整備

方針1 教育委員会に関する積極的な情報公開に努めます

○ウェブサイト等を利用し、会議録や活動内容の積極的な情報公開に努めます。

方針2 安全で安心な教育環境の整備を図ります

○子どもたちが一日の大半を過ごす生活や学習の場であり、子どもたちの生きる力を育むための教育環境を整備します。

【事業1】教育環境の充実を図るため、適正な職員配置、必要な消耗品等の購入やパソコン・事務機器等の整備、学校等施設の適切な管理運営を行います。

【事業2】子どもたちが一日の大半を過ごす教育施設の整備を行います。

【事業3】子どもたちが安全で安心な教育環境で学習できるよう、教育施設の耐震化を推進します。

方針3 事業を効果的・効率的に執行します

○事業の適正な執行と管理を徹底し、常に効果的で効率的な執行に努めます。

【事業1】定例教育委員会を開催し、規則等の制定、改廃、予算の要求執行を審議します。臨時教育委員会を開催し、職員の人事異動について審議します。

【事業2】義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な援助を行います。

【事業3】豊田佐吉翁記念奨学基金・育英奨学資金貸付基金を活用し、優良な生徒で、経済的な理由で就学が困難な人に奨学金の給与・貸付を行います。

【事業4】施設等の適正な管理運営のため、必要な土地等の取得や処分を行います。

◆教育行政(教育基本法)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

幼児教育課

目標 ◎豊かな心と健やかな体を育む保育園・幼稚園教育の充実
～みんなとなかよし 楽しい保育園・幼稚園～

重点 ◎夢と信頼と充実感のある園づくり

- ・たくましい体力と健康づくり
- ・基本的生活習慣の確立
- ・生きる力の基盤づくり
- ・保護者への子育て支援

方針1 基本的生活習慣を通して、自立する心を育みます

- 基本的生活習慣定着のための環境や保育の工夫・改善に努めます。
- 家庭と連携して、情緒が安定し豊かな心を育む保育に取り組みます。
- 安全教育により、安全な生活を送り、身を守る力を育成します。

【事業1】「幼児期に育てたい力」を設定し、基本的生活習慣の定着に努めます。

方針2 夢と信頼と充実感のある園づくり、子どもの主体的な活動支援に取り組みます

- 子どもが主体的に遊びに取り組める環境や保育・行事の工夫・改善に努めます。
- 食への関心・意欲を促し、よい食習慣の定着に努めます。

【事業1】「幼児期に育てたい力」を設定し、基本的生活習慣の定着に努めます。(前出)

方針3 一人ひとりの発達に応じた保育と保護者の支援に努めます

- 適正な就学に向けた指導の充実を図ります。
- 軽度発達障害に対する理解の深化と適切な対応に努めます。

【事業1】個に合わせた指導を行い、適切な対応を図ります。

【事業2】専任指導員を配置した幼児ことばの教室を開催し、軽度の言語障害児に改善指導を行います。

【事業3】岡崎幼稚園で実施し、白須賀幼稚園・新居幼稚園で試行している、保護者のニーズに対応した預かり保育の運営に努めます。

【事業4】保護者の子育てに関する悩み相談活動を行います。

方針4 保育環境の整備に努めます

- 読み聞かせと家庭読書の推進に努めます。
- 体力の向上と健康づくりの推進に努めます。
- 様々な文化に触れる情操教育の推進に努めます。

【事業1】英会話講師と共に英語や外国文化に親しみます。

【事業2】家庭での読み聞かせや読書の啓発を行います。

【事業3】童歌を導入した効果的な保育研究をします。

方針5 魅力ある園づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組みます

○指導技術の向上をめざし、職員研修の充実を図ります。

【事業1】各種研修会を開催します。

◆幼児期の教育(教育基本法)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。【保育所保育指針】

学校教育課

目標 ◎自立と創造・共生を育む学校教育の充実

～健やか はつらつ 明るい小学校～
～自立の喜びあふれる 中学校～

重点 ◎夢と信頼と充実感のある学校づくり

- 子どもが主体的に学ぶ授業づくり
- 心の教育の充実
- 国際化、情報化など社会の変化に柔軟に対応する教育の推進
- 地域とともに歩む学校づくり
- たくましい体力と健康づくり
- 安全教育の推進

方針1 魅力ある学校づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組みます

- 指導技術の向上をめざした教職員の研修の充実を図ります。
- 教職員個々の研修課題の明確化と課題解決への取組及び評価・改善に努めます。

【事業1】教科等指導リーダー相談員を派遣し、授業改善に向けて研修を深めます。

【事業2】教科等指導リーダー相談員の研修会を開催し、指導力の向上を図ります。

【事業3】各種研修会を開催します。

方針2 学習の基盤整備に取り組みます

- 「学びの基礎7つの取組」を推進します。
- 読書指導の充実及び読書習慣の定着を図ります。
- 体力の向上と健康づくりを推進します。

【事業1】語らい読書を推進します。

小学校低学年から「語らい読書」の場面を設定します。小学校高学年から学級ごとに毎月本を音読し、感想を述べ合う場面を設定します。

【事業2】特色ある学校づくりを推進します。

「学びの基礎づくり」、「家庭教育の充実」をテーマに、学力向上のために、保護者と学校が連携して児童生徒の生活習慣を見直す研究をします。

【事業3】学びの基礎定着のため、保護者への啓発を行います。

【事業4】静岡県体力アップコンテストへ参加します。

【事業5】小学校5・6年生を対象にした30分皆泳を行います。

方針3 夢と信頼と充実感のある学校づくり、子どもが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます

- 確かな学力の定着のための指導方法の工夫・改善を行います。
- 指導に生きる評価の工夫を行います。
- 教育機器の活用を中心とした「わかる授業」の創造に努めます。
- 充実感・達成感に満ちた行事の創造に努めます。

【事業1】特色ある学校づくりを推進します。

児童生徒や地域の実態に応じて重点項目を設定し、教育活動を展開します。

【事業2】特色ある学校づくりを推進します。

中学校で、思い出に残る学校行事を計画、実施します。

【事業3】小学校社会科副読本指導資料の作成・改訂を行います。

方針4 授業や行事を通して自立する心と創造する力を育みます

- 読書指導を通じた創造する力の育成を図ります。
- 自立する心と創造する力を育む授業や行事の工夫に努めます。

【事業1】語らい読書を推進します。

【事業2】特色ある学校づくりを推進します。

体験学習の充実を図ります。

方針5 心の教育の充実を図ります

- 人権教育の推進、道徳の授業の充実に努めます。
- 児童生徒理解の上に立った生徒指導、いじめ問題、不登校、問題行動への適切な対応を図ります。
- 読書活動を充実させ、情操教育を推進します。
- スクールカウンセラーの活用に努めます。
- 児童生徒との日常的なコミュニケーションづくりに努めます。

【事業1】語らい読書を推進します。

【事業2】不登校児童生徒のため適応教室（湖西市チャレンジ教室）を開催します。

【事業3】特色ある学校づくりを推進します。

人間関係づくりプログラム等の活用を図ります。

方針6 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努めます

- 適正な就学に向けた指導の充実を図ります。
- 軽度発達障害に対する理解の深化と適切な対応に努めます。
- 外国人児童生徒の支援体制の整備に努めます。

【事業1】特別支援教育支援員を配置し、適切な対応を図ります。

【事業2】学校に在籍する外国人児童生徒の就学を援助するための通訳（ポルトガル語）を配置します。

【事業3】専任指導員（ポルトガル語、スペイン語）を配置して外国人児童生徒適応指導教室を開催し、日本語指導、通訳、翻訳等を行います。

方針7 社会の急激な変化から派生した今日的な課題に的確に対応します

- 環境教育を推進します。
- 国際理解教育を推進します。
- キャリア教育を推進します。
- 安全教育（防災・防犯・交通安全）を推進します。
- 情報教育の推進に努めます。

【事業1】生きた英語教育を推進するため、外国人英語指導助手（ALT）を派遣し、外国や英語への興味・関心を高めると共に、発達段階に応じたコミュニケーション能力の育成を図ります。（中学校では、総合的な学習の時間や英語の授業に、小学校で5、6年生の外国語活動を中心にALTの効果的な活用を図ります。）

【事業2】防災、交通安全、防犯等の安全確保や安全な生活を送る基礎を培います。

【事業3】特色ある学校づくりを推進します。

PTA等との共催で、教育講演会を開催します。

方針8 地域とともに歩む学校づくりを推進します

- 地域の人材の積極的な活用を行います。
- 「開かれた学校」の推進に努めます。
- 保護者との連携強化に努めます。
- 学校評価に係るシステムの整備を図ります。
- 学校評議員の活用に努めます。

【事業1】学校評議員を置き、「開かれた学校」、「信頼と充実感のある学校」をめざします。

【事業2】特色ある学校づくりを推進します。

地域・保護者の協力のもと、児童生徒の健やかな成長を図ります。

◆義務教育（教育基本法）

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

◆学校教育（教育基本法）

- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目的が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

社会教育課

- 目標**
- ◎子どもを健やかに育てる社会教育の充実
 - ◎学習活動の環境を充実する生涯学習の推進

- 重点**
- ◎地域の教育力向上のため、学校、家庭、地域との連携
 - ◎生涯を通じて主体的に学び、幅広い活動ができる環境の充実
 - ◎地域の生涯学習拠点としての公民館活動の推進
 - ◎青少年健全育成意識の醸成
 - ◎青少年育成団体の活動支援

方針1 家庭教育支援に努めます

○家庭教育充実に向けて、ふたば学級、家庭教育学級、子育て講演会の充実に努めます。

- 【事業1】親が子育て等を学ぶ「ふたば学級」、「家庭教育学級」を開催します。
【事業2】幼稚園、小中学校で子育て講座を開催します。

方針2 地域における教育力向上のため学校、家庭、地域等の連携を図ります

○放課後子ども教室、学校支援地域本部事業等を充実させ、地域連携と教育力向上を図ります。

- 【事業1】放課後の安全で安心な場所づくりと地域で子どもたちを育てる教室を、小学校で開催します。
【事業2】地域住民がボランティアとして学校活動を支援する学校支援地域本部を設置し、活動を推進します。
【事業3】新居地区の婦人会、壮年会の成人活動を支援します。

方針3 青少年健全育成意識の醸成に努めます

○青少年健全育成大会や青少年教育推進事業を通して青少年健全育成に努めます。
○明湖会等青少年健全育成団体と連携し、明るい地域づくりや青少年健全育成の推進を図ります。

- 【事業1】新成人を祝い、成人としての自覚を高めるために成人式を開催します。
【事業2】青少年健全育成のため、健全育成大会、健全育成表彰を実施します。
【事業3】「家庭の日」普及啓発のため標語・絵画・詩コンクールを行います。
【事業4】親子、子ども間の交流を通して青少年の健全育成を図る「青少年の科学体験」、「親子体験教室」、「子どもフェスタ」等の事業を開催します。
【事業5】青少年補導員による街頭補導活動を定期的に実施します。
【事業6】青少年の悩みなどに応えるため、電話相談（ヤングダイヤルこさい）を設置します。
【事業7】子ども会、少年少女発明クラブ等の青少年育成団体を支援します。
【事業8】明湖会活動を通じて、明るい地域づくりや青少年健全育成に努めます。

方針4 さまざまな“学ぶ”活動ができる生涯学習の環境を整備します

○公民館、勤労青少年ホーム等で各種講座の開設に努めます。
○生涯学習の講座および講師等の情報提供を行います。

- 【事業1】高齢者の生きがいや学びのため、寿大学・生涯大学「海鳴学園」を開設します。
【事業2】各種講座の情報提供や生涯学習指導者の人材登録リスト（達人録）を整備します。

方針5 市民が集い、結びあう公民館活動に努めます

○公民館講座修了者の活動の場を広げるように努めます。
○利用者の祭典として、「公民館まつり」を実施し、サークルへの参加を促します。

- 【事業1】市民を対象に文化講座を開催します。
【事業2】勤労青少年ホームの施設管理を行うとともに、教養講座を開催します。
【事業3】公民館活動に供するため、西部公民館、白須賀公民館、北部地区多目的研修施設、南部地区構造改善センターの委託業務や管理業務を行います。
【事業4】市民の教養の向上を図るため、様々な講座を開設します。
【事業5】講座を受講したサークルの活動成果発表や、地域住民同士の交流の場として公民館まつりを実施します。

方針6 安全で安心な施設の管理運営に努めます

○老朽化した白須賀公民館の今後の取扱いについて検討します。
○勤労青少年ホームの今後のあり方を検討します。
○施設・設備等を点検し、適切な管理運営に努め、利用者数の増加を図ります。

- 【事業1】自然豊かな「おちばの里親水公園」を生生涯学習の場として、維持管理します。

文化課

- 目標**
- ◎まちの歴史の保護、保存、整備に力を入れる文化活動
 - ◎文化、芸術に親しむ機会の提供と支援を行う活動
 - ◎生活の中で歴史に触れる活動

- 重点**
- ◎歴史的文化財の保護、保存、整備
 - ◎歴史的文化財、伝統芸能の活用
 - ◎芸術の鑑賞機会と発表の場の提供による意識の高揚と活性化
 - ◎新居閑跡の保存整備

方針1 歴史の保存と継承に努めます

○国の特別史跡新居閑跡、国史跡大知波峠廃寺跡や文化財の宝庫本興寺等の文化財の保護、保存と継承に努めます。

- 【事業1】国指定史跡大知波峠廃寺跡の点検、保存整備に努めます。
【事業2】特別史跡新居閑跡の保存整備に努めます。
【事業3】新居閑跡並びに市内の埋蔵文化財出土品の整理を行います。
【事業4】国特別史跡新居閑所に関する歴史資料伝承のため、新居閑所史料館の運営管理並びに特別展示会、企画展示会等の事業を行います。
【事業5】白須賀宿の歴史と文化を広め、白須賀に関する歴史資料の保存と活用を図るため、白須賀宿再発見事業に取り組みます。
【事業6】文化財の保護、保存に係わる事務事業及び維持管理を行います。
【事業7】県指定天然記念物トキワマンサクの保護と里づくりに努めます。

方針2 文化、芸術の振興と支援に努めます

○文化、芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
○市民の文化、芸術活動の支援に努めます。

- 【事業1】芸術・文化振興のため、芸術祭の開催及び芸術文化団体を支援します。
【事業2】優れた舞台芸術に接する機会を市内小学生対象に開催します。
【事業3】小中学生を対象に美術作品の展示会（ジュニア美術展）を行います。
【事業4】三遠南信地域の地芝居（ふるさと歌舞伎）の交流を促進します。
【事業5】情操の育成を図るため、舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます。

方針3 安全で安心な施設の管理運営に努めます

○老朽化した市民会館の今後の在り方を検討します。
○新居閑所史料館、紀伊国屋資料館の適切な管理、運営に努めます。

- 【事業1】市民文化の向上を図るため、市民会館の運営及び維持管理に取り組むとともに、今後の在り方を検討します。
【事業2】市指定旅籠紀伊国屋の保存に努め、旅籠に関する歴史資料伝承のため、紀伊国屋資料館の運営管理を行います。
【事業3】白須賀に関する歴史資料の保存と活用を図るため、白須賀宿歴史拠点施設の運営管理を行います。

◆生涯学習の理念（教育基本法）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

◆社会教育（教育基本法）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって推奨されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

目標と方針・事業の概要

◆教育の目標(教育基本法)

第2条 教育はその目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他に敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

図 書 館

目標 ◎学習活動環境の充実

重点 ◎情報拠点としての図書館運営の充実
◎快適な施設環境を整えるよう施設の維持管理
◎図書館活動の推進

方針1 情報拠点としての図書館運営の充実に努めます

- ◎文化・教養・調査・研究・趣味・娯楽等のあらゆる分野に関する図書や資料の収集に努め、図書及び雑誌等の資料を充実します。
- ◎市民に喜んで利用してもらえる図書館づくりをめざし、レファレンスと情報提供の充実に努めます。

【事業1】図書館の資料の貸出、返却、レファレンス等業務を適切に行います。

【事業2】各種行事を開催して生涯学習の拠点であることを市民にPRするとともに、利用者の拡大をめざします。

方針2 図書館活動の推進に努めます

- ◎「湖西市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書に親しめるよう読書環境の整備を推進し、読書への関心を高めます。
- ◎図書館ボランティアの協力を得て、各種イベントを開催し、読書への関心を高めるとともに一層の活動充実に努めます。
- ◎学校図書室業務支援ボランティアの育成や交流活動を行い、子どもの読書指導、読書活動の充実に努めます。

【事業1】ブックスタート事業として、生後4か月児を対象に絵本の配布及び保護者への読み聞かせ講習を行います。

【事業2】図書館、幼稚園、小学校での読書普及活動に努めます。

【事業3】初めて読み聞かせをする人のための研修を行います。

【事業4】幼児・児童を対象に毎週お話し会を開催します。

方針3 安全で快適な施設環境を整えるよう施設の維持管理に努めます

- ◎安全で快適な施設の実現のため設備の保守・改修、システム機器等の維持・管理を行います。
- ◎カーペットの張替えや照明の改修、増設等により快適な空間を提供します。

◆教育の機会均等(教育基本法)

第4条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

スポーツ推進課

目標 ◎誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しみ、楽しめることができる生涯スポーツ文化の創造

重点 ◎スポーツ活動等の普及・推進
◎施設・空間の環境づくり

方針1 スポーツの普及推進及び育成を図ります

- ◎スポーツ推進委員と共に各種スポーツ活動の企画運営を行い、普及を図ります。
- ◎「湖西市スポーツ推進計画」を策定します。
- ◎スポーツ教室や市民だれもが参加できる各種大会を開催し、生涯スポーツの推進を図ります。
- ◎小中学校の体育施設を地域住民に開放し、スポーツ活動の推進を図ります。

【事業1】スポーツ推進委員と共に各種スポーツ活動の企画運営を行い、社会体育の推進を図ります。

【事業2】平成26年度から5か年のスポーツ推進施策を体系・計画的に進めるため、「湖西市スポーツ推進計画」を策定します。

【事業3】スポーツ教室や市民大会の開催を通して生涯スポーツの推進を図ります。

【事業4】生涯スポーツ活動の基礎をつくるため、中学生のスポーツクラブ活動の推進を図ります。

【事業5】学校体育施設を地域住民に開放し、スポーツの推進を図ります。

【事業6】高齢者の健康保持と生きがいづくりのため、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。

【事業7】だれでも手軽にできるスポーツイベント「コーちゃんフェスティバル」を開催します。

【事業8】静岡県市町対抗駅伝競走大会に参加し、競技力の向上を図ります。

【事業9】駅伝とファミリー対象のジョギング大会を開催します。

【事業10】日本トップレベルの選手を招き、室内棒高跳大会を開催します。

方針2 社会体育施設の維持管理及び運営に努めます

- ◎湖西運動公園、みなと運動公園、梶田多目的運動広場、北部地区運動広場、新居社会体育施設、勤労者体育センターを安全で快適に利用できるよう、施設を維持管理します。
- ◎アメニティプラザを安全で快適に利用できるよう、指定管理者と調整します。

方針3 新居体育館整備事業を推進します

- ◎「新・湖西市総合計画」に基づき、新居体育館整備事業を推進します。

【事業1】新居社会体育施設の管理運営と整備事業新居社会体育施設の安全かつ快適な利用のため、施設を維持管理します。

【事業2】新居体育館整備事業として、新体育館の建設を行います。

◆家庭教育(教育基本法)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

◆学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(教育基本法)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

ライフスタイルに応じた“湖西市の教育”は、 成長する自己の“学びの積み重ね”を支えます

—「知りたい、学びたい、活動したい、運動したい」と、学び続けるのは“あなた”です
—“学びの積み重ね”で成長する“あなた”をみんなで支えます

基本理念

あすこさいつく 明日の湖西を創る“ひと”

知りたい・学びたい・活動したい・運動したい

“学びの積み重ね”による

成長と充実 還元と継承



湖西市スポーツ推進計画

- ・スポーツ推進課の目標及び方針、事業は、「湖西市スポーツ推進計画」にのっとり、国の「スポーツ基本法」に基づいて、国や県の「スポーツ基本計画」と整合を図っています。
- ・本市の実情に合った生涯スポーツ社会の実現を目指して、事業を遂行しています。
- ・市民の皆さんの声に耳を傾け、平成26年度から新たな5か年計画を策定します。

湖西市教育振興基本計画



県の「教育振興基本計画」を参考にして、国の「教育基本法」、湖西市の「新・湖西市総合計画」に基づいて策定しています。

湖西市生涯学習推進計画

- ・平成2年に告示された「湖西市生涯学習推進本部設置要綱」、平成3年に施行された「湖西市生涯学習推進大綱」を見直し、新たな「湖西市生涯学習推進計画」を策定します。
- ・新たな生涯学習推進計画を掲げ、教育委員会が中心となって、計画にのっとり目標及び方針、事業を策定します。
- ・湖西市の生涯学習を推進するあらゆる事業において、市長部局と連携して、事業を遂行します。
- ・市民の皆さんの声に耳を傾け、生涯学習推進のため、家庭や地域、企業等と協働して、事業を遂行します。

□湖西市の計画（教育分野）

2011年度 (平成23年)	2012年度 (平成24年)	2013年度 (平成25年)	2014年度 (平成26年)	2015年度 (平成27年)	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (平成31年)	2020年度 (平成32年)
新・湖西市総合計画 (2011-2020)									
湖西市教育振興基本計画 (2013-2020)									
湖西市生涯学習推進計画 (2014-2020)									
湖西市スポーツ推進計画 (2014-2018)									

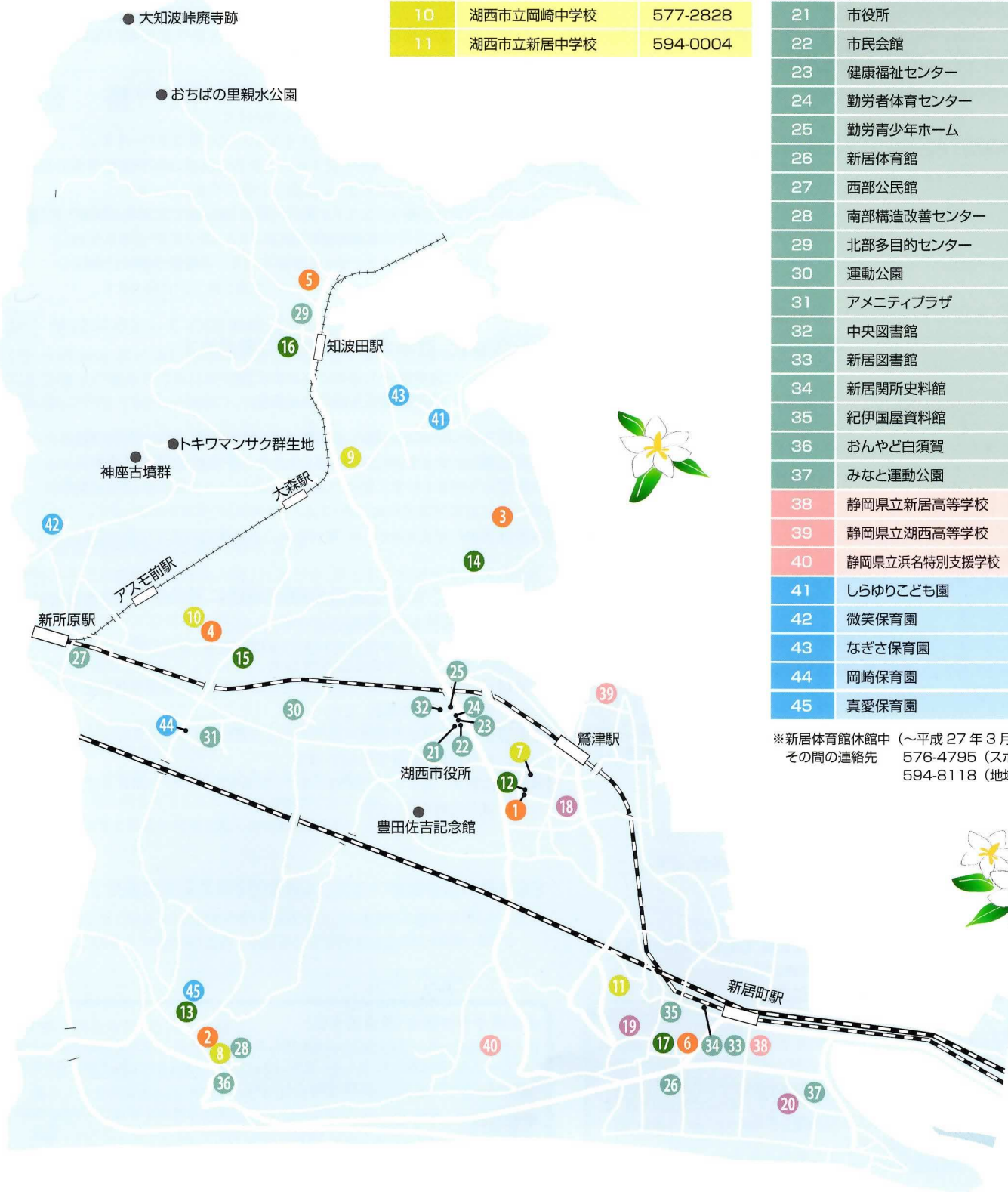
湖西市の教育委員会関連施設マップ

連絡先電話市外局番：053

課／施設名	所在地	連絡先
教育総務課	市役所3階	576-4792
学校教育課	市役所3階	576-4798
幼児教育課	市役所3階	576-1156
社会教育課	市民会館	576-4793
文化課	市民会館	576-1140
図書館	中央図書館	576-4351
スポーツ推進課	運動公園	576-4795

番号	施設名	連絡先
1	湖西市立鷺津小学校	576-0049
2	湖西市立白須賀小学校	579-0330
3	湖西市立東小学校	578-1094
4	湖西市立岡崎小学校	577-0003
5	湖西市立知波田小学校	578-0034
6	湖西市立新居小学校	594-0058
7	湖西市立鷺津中学校	576-0032
8	湖西市立白須賀中学校	579-0016
9	湖西市立湖西中学校	578-0033
10	湖西市立岡崎中学校	577-2828
11	湖西市立新居中学校	594-0004

番号	施設名	連絡先
12	湖西市立鷺津幼稚園	576-0783
13	湖西市立白須賀幼稚園	579-0221
14	湖西市立新所幼稚園	578-0080
15	湖西市立岡崎幼稚園	577-0328
16	湖西市立知波田幼稚園	578-0450
17	湖西市立新居幼稚園	594-0249
18	湖西市立鷺津保育園	576-0442
19	湖西市立内山保育園	594-0142
20	湖西市立新居保育園	594-0140
21	市役所	576-1111
22	市民会館	576-1140
23	健康福祉センター	576-4794
24	勤労者体育センター	576-4540
25	勤労青少年ホーム	576-4796
26	新居体育館	594-3911
27	西部公民館	577-2867
28	南部構造改善センター	579-2516
29	北部多目的センター	578-0760
30	運動公園	576-4795
31	アメニティプラザ	573-0777
32	中央図書館	576-4351
33	新居図書館	594-3155
34	新居関所史料館	594-3615
35	紀伊国屋資料館	594-3821
36	おんやど白須賀	579-1777
37	みなと運動公園	594-3456
38	静岡県立新居高等学校	594-1515
39	静岡県立湖西高等学校	575-0511
40	静岡県立浜名特別支援学校	594-5658
41	しらゆりこども園	573-2088
42	微笑保育園	572-3171
43	なぎさ保育園	573-2020
44	岡崎保育園	577-1234
45	真愛保育園	579-2238



※新居体育館休館中（～平成27年3月）
その間の連絡先 576-4795（スポーツ推進課）
594-8118（地域センター）

